

製品安全データシート(SDS) [混合物用(塗料用)]

1. 製品及び会社情報

製品名 : OPTIMUS C3プライマー
会社名 : 宝栄産業株式会社
住所 : 大阪府堺市中区大野芝町94
担当部門 : 技術部
電話番号 : 072-235-1131
FAX番号 : 072-234-0835
緊急連絡先 : 072-235-1131

2. 危険有害性の要約

[GHS分類]

物理化学的危険性

引火性液体

区分に該当しない

健康有害性

急性毒性

経口

区分に該当しない

急性毒性

経皮

区分に該当しない

急性毒性

吸入

(ガス)

区分に該当しない

急性毒性

吸入

(蒸気)

区分に該当しない

急性毒性

吸入

(粉塵)

分類出来ない

皮膚腐食性・刺激性

区分に該当しない

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

区分に該当しない

呼吸器感作性

区分に該当しない

皮膚感作性

区分に該当しない

生殖細胞変異原性

区分1

発がん性

区分2

生殖毒性

区分1

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分2

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分2

誤えん有害性

区分に該当しない

環境有害性

水生環境有害性 短期(急性)

区分に該当しない

水生環境有害性 長期(慢性)

区分に該当しない

オゾン層への有害性

分類出来ない

[GHSラベル要素]

注意喚起語 : 危険



[危険有害性情報]

- : 遺伝性疾患のおそれ。
- : 発がんのおそれの疑い。
- : 生殖能または胎児への悪影響のおそれ。
- : 臓器の障害のおそれ。(腎臓)
- : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ。(肝臓、腎臓)

注意書き 【安全対策】

- : 取り扱い作業場では火気厳禁で局所排気装置を設ける。
- : 取り扱い中は換気をよくし、蒸気を吸い込まないようにし、必要に応じて有機ガス用マスク又は、送気ガス用マスクを着用する。
- : 眼、皮膚に触れない様に保護眼鏡、保護手袋、長袖の作業服を着用する。
- : 取り扱い後は、手洗い及びうがいを十分に行う。

| | |
|---------------|---|
| 【応急処置】 | :火災時には、炭酸ガス、泡又は粉末消火器を使用する。 :眼に入った場合、多量の水で15分以上洗い、速やかに医師の診断を受ける。 :蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の清浄な場所で安静にし、必要に応じて医師の診断を受ける。 :皮膚に付着した場合には、石鹼水で洗い落とし、痛み又は外観に変化がある時には、速やかに医師の診断を受ける。 :誤って飲み込んだ場合には、直ちに医師の診断を受ける。 |
| 【保管】 | :施錠して保管すること。 |
| 【漏洩】 | :容器からこぼれた場合、砂、布等で拭き取り、不燃性の容器又は水を張った容器に回収する。 |
| 【廃棄】 | :内容物、容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託する。 |

3.組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 :混合物
 化学名又は一般名 :アクリル酸エステル共重合体水性エマルジョン

| 成分 | CAS.No | 含有量wt% | 安衛法 |
|-------------------|-----------|-----------|-----|
| アクリル酸エステル 共重合体 | 有り | 15~20 | |
| エタノール | 64-17-5 | 1. 5~2. 5 | 61号 |
| 3クロロ1, 2プロパンジオール | 96-24-2 | <0. 5 | |
| 1, 3ジクロロ2プロパノール | 96-23-1 | <0. 5 | |
| 水 | 7732-18-5 | 80~83 | |

4.応急措置

吸入した場合 :蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静、保温に努め、速やかに医師の手当を受ける。

皮膚に付着した場合 :付着した衣服、靴を脱ぎ付着した部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。
:大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤で十分に洗い落とす。
溶剤、シンナーは使用しない。
:外観に変化や痛みがある場合、SDSを提示して医師の診断を受ける。

眼に入った場合 :直ちに、全ての汚染された衣類を取り除く。
:直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
まぶたの裏まで完全に洗うこと。

飲み込んだ場合 :誤って飲み込んだ場合、水で口の中を洗い、安静にし、直ちにSDSを提示し医師の診断を受ける。
:無理に吐かせない。嘔吐物は飲み込ませない。
:医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急処置をする者の保護 :状況に応じて適切な保護具(保護メガネ、保護マスク、手袋等)を着用する。

医師に対する特別な注意事項 :情報なし

5.火災時の措置

使用可能な消火剤 :粉末消火剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素小火薬剤、砂、霧状水

使用してはならない消火剤 :棒状水は、火災を拡大し危険な場合がある。
2 / 6

特有の消火方法

- :初期の火災には、粉末、二酸化炭素、などを用いる。
- :大規模火災の際には、泡消火剤などを用いて空気を遮断することが有効である。周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却する。移動可能な容器は、すみやかに安全な場所に移す。

消火を行う者の保護

- :消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項

- :屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。

保護具及び緊急時措置

- :漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。
- :処理作業の際には、保護具(ゴム手袋、保護眼鏡、呼吸用保護具等)を着用し皮膚に付着したり、ガス・蒸気を吸入しないようにする。
- :風上から作業し、風下の人を退避させる。
- :着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。
- :多量の場合は、人を安全に退避させる。

環境に対する注意事項

- :漏出物が河川等に流入しないように注意する。
河川等へ流入した場合は、必要に応じ、消防署、河川管理局、水道局、保健所、農協、漁協等に連絡する。
- :悪臭等の発生のため、周辺住民に漏洩の生じたことを通報する等の適切な措置を行う。

回収、中和

- :少量の場合、乾燥砂、おがくず、布等で拭き取り、密閉できる容器に回収する。後で廃棄処理する。
- :多量の場合は、流路を毛布、土嚢等でせき止め、バキュウム等で回収する。

封じ込め及び浄化の方法

機材

- :危険でなければ漏れを止める。
- :漏出物を取り扱う時に用いる全ての設備は、接地する。

二次災害の防止策

- :付近の屑火源を速やかに取り除き、着火した場合に備え消火器を準備する。

7.取り扱い及び保管上の注意・取扱い

技術的対策: 「8、暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気 「8、暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

注意事項

- :作業場の換気を十分に行う。
- :保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。
- :スプレーミストや蒸気を発生する作業の場合は、局所排気装置を設置するか、又はフィルター付きの保護マスクを着用する。
- :取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

衛生対策

- :取り扱い後は、石鹼で手を洗う。

保管

技術的な対策:

- :保管場所は、壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材で作る。
- :保管場所は、屋根を不燃材で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材でふき、かつ天井を設けない。
- :保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とする。
- :保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ適当な溜柵(ためます)を設ける。
- :保管場所には、取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件:

- :凍結、直射日光を避け、換気の良い屋内に保管する。
- :保管時の温度は5°C以下及び40°C以上にならないようにする。
- :使用後は、皮張り、腐敗防止のため、密閉して速やかに使用する。

混触危険物質: 「10、安定性及び反応性」を参照。/ 6

安全な容器梱包材料:

- ・消防法及び国連危険物輸送規則で規定されている容器を使用する。

8.暴露防止及び保護措置

- 設備対策:
- ・指定された防爆の電気・換気・照明機器を使用する。
 - ・静電気放電に対する予防措置を講ずる。
 - ・空気中の濃度を暴露限界以下に保つために排気用の換気を行う。
 - ・高温取扱いで、工程でミストが発生する時は、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
 - ・密閉された装置、機器又は局所排気を使用しなければ取り扱ってはならない。
 - ・気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他設備対策を使用する。
 - ・この物質を貯蔵ないし、取り扱う作業場には、洗顔器と安全シャワーを設置する。

- 管理濃度
- ・設定されていない。

許容濃度(暴露限界値、生物学的暴露指標):

- ・日本産業衛生学会勧告値(2005年度版) 設定されていない。
- ACGIH勧告値(2005年度版) TLV-TWA 1000ppm (エタノール)

保護具

- 呼吸系の保護具:
- ・呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク、エアラインマスク等)を着用。
- 手の保護具
- ・耐油性保護手袋を着用。
- 目の保護具
- ・保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用。
- 皮膚及び身体の保護具
- ・保護着(帯電防止型)、防護靴(帯電防止型)を着用する。

- 衛生対策
- ・取扱い後は、よく手を洗う。

9.物理的及び化学的性質

| | |
|--------------|----------------------|
| 物理的状態、形状、色など | :微黄濁色の液体 |
| 臭気 | :かすかな刺激臭 |
| pH値 | :4.0~6.0 |
| 融点・凝固点 | :約 0°C(融点) |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | :約 100°C(沸点) |
| 引火点 | :データなし |
| 爆発範囲 | :データなし |
| 蒸気圧 | :データなし |
| 蒸気密度(空気=1) | :データなし |
| 密度 | :約 1.0~ 1.1 (25°C) |
| 溶解性 | :水で無限大に希釈可能 |
| オクタノール/水分配係数 | :データなし |
| 自然発火温度 | :データなし |
| 分解温度 | :データなし |
| 臭いのしきい(閾)値 | :データなし |
| 蒸発速度 | :データなし |
| 燃焼性(固体、ガス) | :該当しない |
| 粘度 | :1~150 mPa·s |

10.安定性及び反応性

| | |
|-----------|--------------------|
| 安定性 | :密閉状態で、冷暗所では安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | :情報なし。 |

| | |
|------------|------------------------|
| 避けるべき条件 | :低温(5°C以下)及び高温(40°C以上) |
| 混触危険物質 | :情報なし。 4 / 6 |
| 危険有害な分解生成物 | :情報なし。 |

11.有害性情報

エタノールの有害性情報

急性毒性 経口 : ラット LD₅₀ = 7000~11000 mg/Kg
: マウス LD₅₀ = 8300 mg/Kg (SIDS)
経皮 : ウサギ LD_{L0} 2000 mg/Kg SIDS
皮膚に接触すると有害のおそれ

特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)

: ヒトでアルコールの長期大量摂取によりほとんど全ての器官に障害を起こすが、最も悪影響を与える標的臓器は肝臓である。障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化を経て肝硬変に至る。長期又は反復暴露による臓器(肝臓)の障害(区分1)アルコール中毒患者の禁断症状(振戦症状、てんかん、精神錯乱)
長期又は反復暴露(神経)の障害のおそれ(区分2)

吸引性呼吸器有害性 : データなし

3クロロ1,2プロパンジオールの有害性情報

急性毒性 経口 : ラット LD₅₀ = 50~300 mg/Kg (IUCLID, HSDB, RTECS)
経皮 : ラット LD₅₀ = 1057 mg/Kg (RTECS)

1,3ジクロロ2プロパノールの有害性情報

急性毒性 経口 : ラット LD₅₀ = 110~122 mg/Kg (初期リスク評価書)
: 81 mg/Kg, 110mg/Kg(環境省リスク評価)
経皮 : ウサギ LD₅₀ = 800 mg/Kg (初期リスク評価書)
: 590 mg/Kg, 0.8 mL/Kg (環境省リスク評価、RTECS)

12.環境影響情報

水生環境急性有害性 : 甲殻類(オオミジンコ) LC₅₀=5463mg/L 48H
水生生物に有害

水生環境慢性有害性 : データなし

その他 河川等に流入した場合、エマルジョン中の樹脂の粘着性の影響で呼吸困難が生じ魚類が死亡する場合がある。

13.廃棄上の注意

残余廃棄物 : 焼却する場合、関連法規・法令を順守する。
廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

汚染容器及び包装 : 空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

14.輸送上の注意

国際規則

国連番号 非該当
国連分類 非該当
容器等級 非該当

特別の安全対策 : 運搬に際しては容器の漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
移送時にイエローカードの保持が必要。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

参考資料:日本エマルジョン工業会編 「合成樹脂エマルジョンの輸送事故対策指針」

15.適用法令

| | |
|----------------------|--|
| 消防法 | :該当しない |
| 労働安全衛生法 | :名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令 第18条の2別表第9) エタノール(政令番号 第 61 号) |
| 化学物質管理促進法 (PRTR法) | :該当しない |
| 毒劇物取締法 | :該当しない |
| 海洋汚染防止法 | :有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 3クロロ1, 2プロパンジオール :有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) エタノール |
| 大気汚染防止法 | :揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省より都道府県への通達) エタノール :揮発性有機化合物(法第2条第4項) (平成14年度VOC排出に関する調査報告) 1, 3ジクロロ2プロパノール |

16.その他の情報（引用文献等）

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 主な引用文献 | :日本塗料工業会編集(原材料物質データシート) (社)日本塗料工業会 |
| | :製品安全データシート・ガイドブック[混合物用(塗料用)] 日本塗料工業会 |
| | :化学物質毒性データブック 丸善 |
| | :GHS危険有害性分類結果 (製品評価技術基盤機構 NITE) |

注 意

ここに記載された情報は、弊社データーを含め種々の技術出版物にあるデーターに従ったものです。必要かつ安全な取り扱いを決定する場合には、使用者がその責任においてこの情報の利用をお決めください。

尚、ここに記載された情報は、作成時点では弊社の調査による最新の情報に基づき作成されたものですが、法律、規制等の改正、新たな毒性試験結果の発表等により、改訂がありうることを御承知下さい。